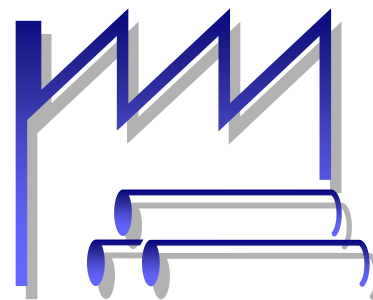


# 瀬戸市の企業立地に関する奨励金のご案内

瀬戸市は、産業振興および雇用拡大を目的に、企業立地の促進を図るため、瀬戸市企業立地促進条例を制定しました。

これは、瀬戸市に新たに立地する企業や市内で事業を拡張する企業に対し、固定資産税・都市計画税相当の奨励金、従業員の新規雇用の奨励金を交付することにより、企業が進出しやすい環境を整えるものです。



## 立地促進奨励金・雇用促進奨励金 概要

(平成19年1月1日より実施)

### 対象地域

瀬戸市内全域

### 奨励対象事業者

瀬戸市内に事業所(工場等又はホテル等)を新設または増設する法人又は個人で以下の要件のすべてを満たす者

※ 新設とは、「本市に事業所を有しない者が、新たに事業所を設置すること又は本市に事業所を有する者が、既存の施設に係る業種と異なる業種の事業所を新たに設置すること」です。

※ 増設とは、「市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の敷地内若しくはこれに隣接して当該事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置すること」です。

#### <要件>

① 工場等が製造業、物流業、開発研究等の事業の用に供されるものであること。

製造業： 日本標準産業分類に規定する大分類 E-製造業

物流業： 日本標準産業分類に規定する大分類 H-運輸業, 郵便業の

中分類44-道路貨物運送業

中分類47-倉庫業

中分類48-運輸に附帯するサービス業(市長が適当と認める事業)

開発研究：日本標準産業分類に規定する大分類 G-情報通信業の

中分類39-情報サービス業のうち小分類391-ソフトウェア業

日本標準産業分類に規定する大分類 L-学術研究, 専門・技術サービス業の

中分類71-学術・開発研究機関のうち小分類711-自然科学研究所

② ホテル等が一般公衆に対して宿泊を提供する事業の用に供されるものであること。

宿泊業： 日本標準産業分類に規定する大分類 M-宿泊業、飲食サービス業

中分類75-宿泊業のうち小分類 751-旅館、ホテル

③ 投下固定資産総額5億円以上(中小企業者の場合は1億円以上)

※ 投下固定資産総額とは、「事業所の新設又は増設に要した費用のうち、土地、家屋、償却資産の取得費の合計額のこと」です。

ただし、土地については、新設又は増設に係る事業所の操業日前5年以内に取得した土地に限るものとします。

④ ホテル等の場合は、総客室数が50室以上であること。

⑤ 市税を滞納していないこと。

※ 法人及び法人代表者が、市税を滞納していないことが要件です。

## 奨励事業者の指定申請期間

立地に係る工事等に着手する日の30日前まで

※ 奨励金の交付を受けるには、奨励事業者の指定、認定を受けていただく必要があります。

※ 申請にあたっては、事前にご相談ください。

## 交付内容

奨励金の種類	交付額	補足
①立地促進奨励金	事業所の新設又は増設に係る “固定資産税相当額”と“都市計画税相当額” の合計額	最長5年間 (上限10億円)
②雇用促進奨励金	新規雇用常用従業員1人につき25万円を 乗じた額	上限750万円 (1回限り)

※ ①、②の交付額合計の上限は10億円

※ ①については、新設又は増設に係る事業所以外の事業所(市外に存する事業所を除く。)の敷地を縮小し、又は事業所の全部若しくは一部を廃止したときは、立地促進奨励金から、当該縮小した敷地又は廃止した事業所に係る固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を控除します。

※ ②については、新規雇用従業員が市内に住所を有する等の一定要件を満たすことが必要です。

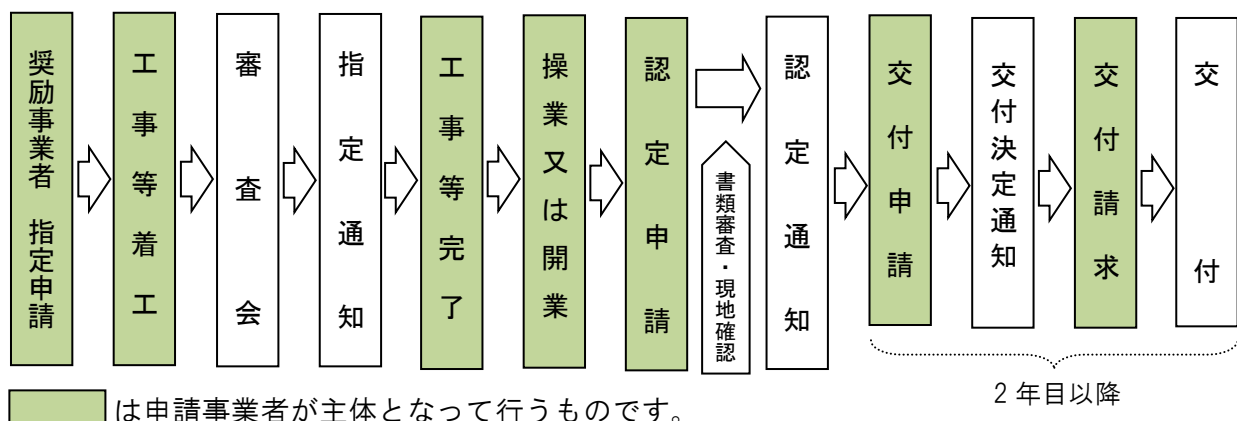
## 交付の時期

① 立地促進奨励金:各年度の固定資産税又は都市計画税の納期限が属する年度の翌年度

② 雇用促進奨励金:雇用基準日の属する年度の翌年度又は翌々年度

※ 雇用基準日 :新設又は増設に係る工場等が操業を開始した日(操業日)又はホテル等が開業した日(開業日)から起算して1年を経過した日をいいます。

## 交付手続きの流れ



お問い合わせ先

愛知県瀬戸市 地域振興部 産業政策課 企業支援係

〒489-0871 愛知県瀬戸市追分町 64-1

TEL:0561-88-2651 FAX:0561-82-2931